

京都市告示第 59 号

計量法第21条第1項の規定により西京区の区域に所在するひょう量500キログラム以下の質量計について、次のとおり定期検査を行います。

平成18年 5月 1日

京都市長 榊本頼兼

実 施 日 時	検 査 場 所
平成18年 6月 5日 (月) 午前10時00分から午後2時30分まで	大原野小学校
平成18年 6月 6日 (火) 午前10時00分から午後2時30分まで	嵐山東小学校
平成18年 6月 7日 (水) 午前10時00分から午後2時30分まで	桂東小学校
平成18年 6月 8日 (木) 午前10時00分から午後2時30分まで	桂小学校
平成18年 6月12日 (月) 午前10時00分から午後2時30分まで	大枝小学校
平成18年 6月13日 (火) 午前10時00分から午後2時30分まで	檜原小学校
平成18年 6月14日 (水) 午前10時00分から午後2時30分まで	松尾小学校
平成18年 6月15日 (木) 午前10時00分から午後2時30分まで	境谷小学校
平成18年 6月19日 (月) 午前10時00分から午後2時30分まで	川岡小学校

(計量検査所)